

リスクアセスメント導入・定着について

リスクアセスメントってなんや

(株)セーフティーアドバンス
代表取締役社長 宮路勝

労災死亡事故が発生した事業場トップのお話を聞く機会が時々あります

が、その多くは大規模事業場でさえ「創業以来初めての死亡災害だ」「なんである事をしたのかわからない」と話されます。

労災死亡の危険性は、どの会社にも潜んでいる可能性があります。しかし、私達が死亡労災に遭遇する機会は大変まれで、その危険性を把握するには、従来の職場巡視等の視点・観点だけではなく、いか困難な状況にあります。

一方、全国の灾害傾向を平成元年と平成20年に発生した休業4日以上の労災件数で調べてみると、大規模事業場（就労者3

00人以上）では約2分の1に減少し、就労者300人未満の事業場では約0・3%減にとどまっています。この差はなぜ起つているのでしょうか。

これらのことから、「中小企業の労働災害が多い」と指摘する人もいます。しかし見方を変えると安全意識の問題よりも、就業者数が少ない事業場では休業4日以上の労働災害が年間ゼロの事業場は90%を超えており、労働災害への遭遇機会が極端に少なく、災害原因を追

求し、再発防止対策を徹底する従来の方式は、年数回経験できる人の安全に関する感受性を高めるには有効でも、稀現象へ対応するための取組みとしては限界があることを示していると

言えます。（もちろん今後も発生した災害の原因



このような危険性・有害性を、安全衛生に関する専門知識の浅い人でも探し出せる手段はないものでしょうか。限りある資源を有効に活用するために、投資する対象を明らかにし、優先順位をつけ対処する方法はないものでしょうか。

そこで登場したのが、平成18年4月1日から施行された労働安全衛生法第28条の2の事業者に対する努力

（義務化条文です。表面化している危険性を発見して対策をする従来の方策から、就業に係る危険性等を、「将来このような事故が起り、このようなケガになる可能性がある」（リスク）内容を調査し、必要に応じて先行投資する（一般的に言われるリスクマネジメント）を事業者に求めているのです。

名北労働基準協会主催の「リスクアセスメント導入・定着相談室」を利

用し相談にみえた会員事業場の多くは、事業場トップの方々がこれらのことを理解頂けていない点に問題があるように思われます。事業者として、事業組織を活用してリスクアセスメントを行い、リスクマネジメント等を「リスクマネジメント」されることを切に願います。（労働安全コンサルタント）



を調査し、再発防止を図ることも大事です）

社長をはじめ管理者のみなさん、会社に労災死亡事故等につながる危険性・有害性がどこに潜んでいるか知りたくあります。

一方、全国の灾害傾向を平成元年と平成20年に発生した休業4日以上の労災件数で調べてみると、大規模事業場（就労者3

00人以上）では約2分の1に減少し、就労者300人未満の事業場では約0・3%減にとどまっています。この差はなぜ起つているのでしょうか。

これらのことから、「中小企業の労働災害が多い」と指摘する人もいます。しかし見方を変えると安全意識の問題よりも、就業者数が少ない事業場では休業4日以上の労働災害が年間ゼロの事業場は90%を超えており、労働災害への遭遇機会が極端に少なく、災害原因を追

求し、再発防止対策を徹底する従来の方式は、年数回経験できる人の安全に関する感受性を高めるには有効でも、稀現象へ対応するための取組みとしては限界があることを示していると